

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

(令和2年度)

住 所 滋賀県彦根市駅東町15番1

事業者名 近江鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 飯田 則昭

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
彦根口駅 新八日市駅	プラットホーム縁端部にJIS規格に適合する内方線付き点状ブロックを設置する。（2020年度）	設置工事を実施した。
八日市駅 近江八幡駅	プラットホーム縁端部に設置している点状ブロックをJIS規格に適合する内方線付き点状ブロックへ更新する。（2020年度）	更新工事を実施した。
鳥居本駅 豊郷駅	プラットホーム縁端部に設置している点状ブロックをJIS規格に適合する内方線付き点状ブロックへ更新する。（2020年度～2021年度）	詳細設計を実施した。

## ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
持ち運び式スロープの導入	ホームから線路を横断するための構内通路の間にスロープが無い駅を車椅子の方が利用できるよう持ち運び式のスロープを導入する。（2019年度以降）	持ち運び式のロングスロープを高宮駅に導入した。（2019年度）
乗降補助サービスの提供	無人駅において、事前連絡により乗降補助の依頼があれば、近隣の有人駅などから係員が対応する仕組みを導入する。（2019年度以降）	事前連絡を受けたときはスロープ等の準備を行い、乗務員または近隣有人駅から係員を派遣し、乗降の補助を行っている。
障害者手帳アプリでの割引適用とHPでの情報提供	スマートフォン向けの障害者手帳アプリの表示により障害者割引運賃を適用することで、お客様の利便性の向上に繋げるとともに、HPでもその旨を周知する。（2019年度以降）	スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」の表示による運賃割引の適用を開始した。（2020年1月より）

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの導入にあたり、事前連絡するための連絡先を当社ホームページや駅で告知することにより周知を行う。(2019年度以降)	乗降補助サービスの告知準備を実施。
障害者手帳アプリ表示での割引適用とHPでの情報提供	スマートフォン向けの障害者手帳アプリの表示により障害者割引運賃を適用することで、お客さまの利便性の向上に繋げるとともに、HPでもその旨を周知する。(2019年度以降)	スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の表示による運賃割引の適用についてHPに掲出した。(2019年度より)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの導入にあたり、乗降補助の連絡を受けた係員が適切に対応出来るよう研修を実施する。(2019年度以降)	乗降補助を適切に行えるよう、各駅のバリアフリー対応状況等を関係係員に周知した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講すべき措置の実施状況

ご利用のお客さまなどからバリアフリーに関する要望等が寄せられた場合は、お客さまの声として集約し、社内共有するとともに対応を検討する体制を構築している。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

住 所  
事業者名  
代表者名

滋賀県彦根市駅東町15番1  
近江鉄道株式会社  
代表取締役社長 飯田 則昭

(令和3年3月31日現在)

## II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅の別	公共交通等の通円滑化令有無	段差への応対	段差への応対	プラットホームの数	段差が解消されるプラットホームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	昇降口の設置数	他機基の数	傾斜路面数	内設施設の有無	現用誘導用标志の有無	障害者用ロックの有無	障害者用ロックの有無	障害者用ロックの有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の有無		
		都道府23区・郡・町・村・市																						
	米原駅	本線	滋賀県米原市	136人	○		○	1	1	基	基	基	1 (1)箇所			—	○ ○	—	1	○				
	フジテック前駅	本線	滋賀県彦根市	210人	○		○	1	1	基	基	基					—	○ ○	—	1	○			
	鳥居本駅	本線	滋賀県彦根市	75人	○		○	1	1	基	基	基	1 (1)箇所			x	—	—	—	1				
	彦根駅	本線	滋賀県彦根市	1,087人			○	1	1	基	基	基				x	○ ○	○ ○	1	○				
	ひこね芹川駅	本線	滋賀県彦根市	113人	○		○	1	1	基	基	基	1 (1)箇所			○ ○	—	—	1	○				
	彦根口駅	本線	滋賀県彦根市	392人	○			2		基	基	基					—	—	—	2				
	高宮駅	本・多賀線	滋賀県彦根市	119人	○			2		基	基	基					—	○ ○	—	2				
	尼子駅	本線	滋賀県犬上郡甲良町	201人	○		○	1	1	基	基	基	1 (1)箇所			—	—	—	—	1				
	豊郷駅	本線	滋賀県犬上郡豊郷町	127人	○			2		基	基	基	2 (2)箇所			—	—	—	—	2				
	愛知川駅	本線	滋賀県愛知郡愛荘町	298人	○		○	2	2	基	基	基	3 (3)箇所			—	○ ○	—	2					
	五箇荘駅	本線	滋賀県東近江市	84人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2)箇所			—	—	—	—	2	○			
	河辺の森駅	本線	滋賀県東近江市	13人	○		○	1	1	基	基	基					—	—	—	1	○			
	八日市駅	本・八日市線	滋賀県東近江市	1,609人			○	2	2	2 (2)基	基	基					—	○ ○	○ ○	2	○			
	長谷野駅	本線	滋賀県東近江市	63人	○			1		基	基	基					—	—	—	1				
	大学前駅	本線	滋賀県東近江市	54人	○		○	1	1	基	基	基					—	—	—	1				
	京セラ前駅	本線	滋賀県東近江市	39人	○			1		基	基	基					—	—	—	1				
	桜川駅	本線	滋賀県東近江市	98人	○			2		基	基	基					—	x	—	2				
	朝日大塚駅	本線	滋賀県東近江市	64人	○			1		基	基	基					—	x	—	1				
	朝日野駅	本線	滋賀県東近江市	22人	○			1		基	基	基					—	x	—	1				
	日野駅	本線	滋賀県蒲生郡日野町	351人	○			2		基	基	基					—	○ ○	—	2				
	水口松尾駅	本線	滋賀県甲賀市	44人	○			1		基	基	基					—	—	—	1				
	水口駅	本線	滋賀県甲賀市	261人	○			2		基	基	基					x	x	—	2				
	水口石橋駅	本線	滋賀県甲賀市	52人	○			1		基	基	基					—	x	—	1				
	水口城南駅	本線	滋賀県甲賀市	391人	○		○	1	1	基	基	基					—	○ ○	—	1				
	貴生川駅	本線	滋賀県甲賀市	557人			○	1	1	基	基	基					x	x	—	1				
	新八日市駅	八日市線	滋賀県東近江市	344人	○			2		基	基	基					x	x	—	2	○			
	太郎坊宮前駅	八日市線	滋賀県東近江市	102人	○		○	1	1	基	基	基					—	—	—	1	○			
	市辺駅	八日市線	滋賀県東近江市	150人	○			2		基	基	基	3 (1)箇所				x	○ ○	—	2				
	平田駅	八日市線	滋賀県東近江市	124人	○		○	2	2	基	基	基	1 (1)箇所				x	x	—	2	○			
	武佐駅	八日市線	滋賀県近江八幡市	318人	○			2	1	基	基	基	1 (1)箇所				x	○ ○	—	2				
	近江八幡駅	八日市線	滋賀県近江八幡市	2,023人			○	1	1	基	基	基					○ ○	x	○ ○	1	○			
	スクリーン駅	多賀線	滋賀県彦根市	509人	○		○	1	1	基	基	基					—	○ ○	—	1	○			
	多賀大社前駅	多賀線	滋賀県犬上郡多賀町	89人	○		○	3	3	基	基	基					—	○ ○	—	3				
	(合計)	33駅					29駅	0駅	18駅	48	25	1 1駅	0 0駅	0駅	10 8駅	0駅	16 (11)箇所	0駅	0駅	2駅	12駅	3駅	33駅	12駅

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 滋賀県彦根市駅東町15番1

事業者名 近江鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 飯田 則昭

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	<input type="checkbox"/>
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	<input checked="" type="checkbox"/>

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。